

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第147号
平成21年11月18日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。別添1。以下「改正法」という。)は、平成20年12月5日に公布され、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成21年政令第223号。別添2。)により平成21年12月4日から施行されることとなった。

また、これに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第224号。別添3。以下「改正令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第68号。別添4。以下「改正府令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条の2第2号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令(平成21年内閣府・文部科学省令第1号。別添5。)が制定され、同日から施行されることとなった。

改正法等のうち今回施行される部分の趣旨、解釈及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)を「法」と、改正令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)を「施行令」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「府令」という。

記

第1 猟銃等の所持許可に係る申請書への医師の診断書の添付の義務化(法第4条の2第2項関係)

1 趣旨

猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)の所持許可又はその更新に際して欠格事由該当性の審査を厳格に行うためには、所持許可に係る申請書に添付される医師の診断書は専門医が作成したものであることが必要と考えられる。そこで、猟銃等の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であって府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこととしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 法第4条の2第2項（法第5条の4第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であって、法第5条第1項第3号又は第4号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

なお、医師の氏名等の公示は要しない。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医（府令第10条第1項第1号）

イ 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると認める医師（府令第10条第1項第2号）

- (2) (1)イの医師の該当基準は、原則として、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することとする。
運用の統一性を確保するため、この該当性の判断は各警察署では行わず、都道府県警察の本部において一元的に行うこと。他の都道府県に所在する医師について、上記(1)イに該当する医師であると判断をすることも可能であるが、当該医師が所在する都道府県警察の本部と事前に調整を行うこと。
- (3) 離島、過疎地等で(2)の基準によりがたいと公安委員会において判断した場合には、当面の間、上記(1)イの該当性の判断を行う前に警察庁に協議を行うこと。
- (4) 医師の氏名等は公示しないため、所持許可申請等をしようとする者があらかじめいかなる医師が(1)の要件を満たすのか知らずに診断書を取得し、結果的に当該診断書が要件を満たさなかった場合には、申請者は再度診断書を取得して提出しなければならなくなり、多大な負担を負うことになる。よって、所持許可申請等をしようとする者に対し、診断書の作成を依頼する予定の医師が(1)の要件を満たすかどうかを事前に警察に確認した上で、診断書の作成を依頼するよう周知徹底すること。

なお、この事前の確認については、申請者が大日本猟友会、日本ライフル射撃協会等の銃砲関係団体（以下「関係団体」という。）に所属している場合には、関係団体を通じてまとめて行わせた方が確実かつ効率的であるから、当該関係団体と緊密な連携をとること。このことについては、警察庁から関係団体に依頼済みである。

また、周知徹底については、初心者講習の機会を利用し、又は関係団体を通じるなどして実施すること。

- (5) 警察において、該当する管内の病院等を網羅的に把握することは困難であるが、警察署の窓口で一定の病院等のリストを添え付け、申請者から問い合わせがあった場合に教示することも考慮すること。
- (6) 同時に複数の申請書が提出された場合、診断書は、これらの申請書のいずれ

か一つに添付されていれば足りる。

- (7) 欠格事由該当性は、公安委員会が自らの責任において判断するものであることから、医師の診断書は、公安委員会が欠格事由該当性の判断において参考とするものに過ぎず、公安委員会の判断を法的に拘束するものではない。
- (8) 診断書作成に要する費用については、許可申請に付随する費用であるため、申請者の負担となる。

第2 認知機能検査（法第4条の3関係）

1 趣旨

散弾銃を猟場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることから、改正法により、公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者が75歳以上の場合には、認知機能に関する検査（以下「検査」という。）を実施し、その者の認知機能の低下を的確に把握するとともに、本人にその認知機能の低下を自覚させ、注意を促すこととしたものである。

また、検査の結果が、府令第15条に規定する一定の基準に該当する場合には、公安委員会は、その者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症であるかどうかについての医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずることができることとしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行による認知機能検査の実施について」（平成21年11月18日付け警察庁丁保発第148号）のほか、「銃砲刀剣類所持等取締法上の「認知機能検査実施要領」について」（平成21年11月18日付け警察庁丁保発第149号）及び「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う道路交通法上の認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について」（平成21年11月18日警察庁丁保発第150号）を参照すること。

第3 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加（法第5条第1項及び第5項関係）

1 破産手続開始の決定を受けた者（法第5条第1項第2号）

(1) 趣旨

破産手続開始の決定を受けた者（以下「破産者」という。）については、自己の財産を自由に管理し、又は処分することができないことから、その所持する銃砲刀剣類による事故が発生し、他人に損害を与えた場合、被害者に対する損害の賠償責任を十分に全うすることができないものと考えられる。そこで、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことを欠格事由としたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア 「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1

項に規定する破産手続開始の決定をいう。また、「復権」とは破産法第255条第1項に規定する復権をいう。

イ 破産者が復権を得た場合には、その時点から本号には該当しなくなる。したがって、銃砲刀剣類の所持許可の申請者が破産手続開始の決定を理由に不許可となった場合には、その後復権を得てから再度申請をすれば、所持許可を受けられることも可能である。

これに対し、銃砲刀剣類の所持許可を受けている者が破産手続開始の決定を受けたことを理由にその許可を取り消された場合には、その後復権を得て本号には該当しなくなったとしても、取消処分に係る欠格事由（法第5条第1項第7号）に該当することとなるので、許可が取り消された日から起算して5年が経過するまでの間は所持許可を受けられないことに留意すること。

ウ 破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書を申請書の添付書類とした（府令第11条第1項第3号）ので、審査に当たっては、当該証明書を参考とすること。

2 禁錮以上の刑に処せられた者（法第5条第1項第12号）

銃砲刀剣類は人畜を殺傷する機能を有しており、殺人、強盗等の凶悪犯罪の道具として容易に悪用され得る危険物であることを踏まえれば、いかなる法令であれ、これに違反し重い刑に処せられたような者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当ではない。そこで、法令の如何を問わず、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないことを欠格事由としたものである。

3 法又は火薬類取締法に違反した者（法第5条第1項第13号）

従前、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）違反により罰金の刑に処せられたことは、不法所持等を除き、欠格要件とされていなかった。これらの違反は、銃砲刀剣類の所持許可を現に受けている者によって犯されることにかんがみれば、その者が当該違反を犯した場合には有罪判決が出る前に当該許可が取り消されることとなり、取消処分に係る欠格事由が適用されるので、不適格者を排除することができると考えられたからである。

しかしながら、取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示される前に、所持者が当該許可に係る銃砲刀剣類を自己の意思に基づいて所持しないこととなった場合（いわゆる自主返納がなされた場合を含む。）には、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第7号に該当することを理由として取消処分を行うことができないので、取消処分に係る欠格事由を定めた規定が適用されず、不適格者の排除に支障をきたすおそれがあった。そこで、不適格者の排除に万全を期するため、法又はこれと密接な関係を有する猟銃用火薬類等に係る火取法の

規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないことを欠格事由としたものである。

4 ストーカー行為等をした者（法第5条第1項第15号）

(1) 趣旨

ア 悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執ように繰り返すストーカー行為は、次第にその行為がエスカレートして凶悪犯罪にまで発展するおそれのある行為であることから、このような行為をした者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当でないと考えられる。

そこで、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第2項に規定するストーカー行為をした日から3年を経過していないこと、同法第4条第1項の規定による警告を受けた日から3年を経過していないこと、同法第5条第1項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）を受けた日から起算して3年を経過していないことを欠格事由としたものである。

イ なお、ストーカー規制法第4条第1項の規定による警告は、被害者から警告を求める旨の申出があった場合において、当該申出に係るストーカー規制法第3条に違反する行為があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるときに発せられることから、警告の時点では、つきまとい等が1回しかなく、ストーカー行為を認定できないことも想定されるため、ストーカー行為をしたこととは別に、警告を受けたことを欠格事由としたものである。

ウ また、ストーカー規制法第5条第1項の禁止命令等は、警告を受けた者が当該警告に従わず当該警告に係るストーカー規制法第3条に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるときに発せられるのが原則であるが、例外的に仮の命令が出された後に警告を前置せずに禁止命令等が発せられることもある（ストーカー規制法第6条第7項）から、警告を受けたこととは別に、禁止命令等を受けたことを欠格事由としたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為とは、同一の者に対して所定のつきまとい等を反復してすることをいい、罰則の対象となる行為であるが、欠格事由との関係ではその者が検挙等されているかどうかは問題とならず、調査の結果、公安委員会において合理的根拠に基づき、ストーカー行為をしたと客観的に認定されれば欠格事由に該当する。

調査に当たっては、ストーカー対策担当部門から関連情報の提供を受けるなど、緊密に連携しつつ行うこととなるが、当該調査は、銃砲刀剣類の所持

許可に係る欠格事由に関するものであるため、調査対象者がストーカー行為をした者に該当するかどうかの判断やその者が銃砲刀剣類の所持者としての適格性を有するかどうかの判断は、銃砲刀剣類行政担当部門において行うこと。

イ ストーカー規制法による規制の対象とならない行為（例えば、恋愛感情その他の好意の感情等と無関係に行われるつきまとい行為等）であっても、法第5条第1項第18号（以下「公安条項」という。）に該当するとの認定ができる場合もあるので留意されたい。

5 配偶者に対する暴力行為をした者（法第5条第1項第16号）

(1) 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条第1項の規定による命令（以下「保護命令」という。）を受けた者については、裁判所によって、その配偶者に対し、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を行い、かつ、身体に対する暴力により、配偶者の生命又は身体に重大な危害を与えるおそれが大いいと認定されており、そのような者に銃砲刀剣類を所持させることは危害予防上適当ではないと考えられることから、これを欠格要件としたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア 「命令を受けた日」とは、決定書の送達又は本人が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって命令の効力が生じた日（配偶者暴力防止法第15条第2項）をいう。

イ 保護命令の効力はそれが生じた日から6月（配偶者暴力防止法第10条第1項第1号）又は2月（同項第2号）が経過すると失われてしまうことから、同一の者に対して繰り返し保護命令が発せられることも十分に想定されるところ、その場合における「命令を受けた日」は、最後に発せられた保護命令の効力が生じた日となる。

ウ 保護命令を受けた者から即時抗告があり、抗告裁判所がこれを取り消した場合（配偶者暴力防止法第16条）には、当該保護命令は過去にさかのぼって発せられなかったこととなることから、保護命令を受けたことのみを理由としてその者の所持許可に係る取消処分を行っていた場合には、速やかに当該取消処分を取り消して、原状に復させること。

これに対し、保護命令が発せられた後、被害者側から保護命令の取消しの申立てがあり、当該保護命令を発した裁判所がこれを取り消した場合（配偶者暴力防止法第17条第1項）には、配偶者に対する暴力行為があったという認定が覆されたわけではなく、保護命令を受けた者の粗暴性、危険性に変更はないので、その者は当該保護命令を受けた日から3年間は欠格事由に該当することとなる。

エ 保護命令を受けていない者であっても、配偶者に対する暴力行為をした者については、公安条項に該当するとの認定ができる場合もあるので留意されたい。

6 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（法第5条第1項第18号）

(1) 趣旨

自殺をするおそれがある者については、自殺をする場合にその所持する銃砲刀剣類を使用する可能性が高く、また、自殺後には当該銃砲刀剣類が放置され、第三者に悪用される可能性もあることから、これを欠格事由に加えたものである。

(2) 解釈及び運用上の留意事項

ア 他人の「身体」を害するおそれが文言上追加されたが、これは従前から解釈上当然に含まれていたものを確認的に規定したものである。

イ 自殺をするおそれの認定に当たっては、銃砲刀剣類の所持者本人の言動のみならず、家族、友人等からの聴取や医師への照会等により、可能な限り合理的な根拠に基づいて行うこと。

第4 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長等（法第5条第1項第8号関係）

銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者のうち、施行令第12条第1項及び第2項に掲げる罪に当たる違法な行為をしたことを理由に取消処分を受けた者については、その危険性が著しく高いと認められることから、その後所持許可を受けることができない欠格期間を5年から10年に引き上げたものである。

また、同様の理由により、年少射撃資格の認定を取り消された者についても、欠格期間を10年としたものである。

第5 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化（法第5条第4項関係）

1 趣旨

法第10条の4第2項は、銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため、銃砲の所持許可を受けた者に対し、所定の基準に適合する設備及び方法による銃砲の保管を義務付けているが、当該義務の違反は後を絶たず、壁に固定する等の措置が執られていない不適切な保管設備で保管されていた散弾銃が保管設備ごと盗難されるという事件も発生している。そこで、当該義務の確実な履行を確保するため、公安委員会は、銃砲の所持許可又はその更新の審査の際に保管設備の確認を行うこととし、所定の基準に適合する保管設備を有していることが確認された場合でなければ、許可をしてはならないこととしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 公安委員会が行う保管設備の確認の方法としては、申請者に、許可又は更新申請時に保管設備の構造及び設置場所を記載した書面等を提出させることで足

りるものではなく、警察職員に、申請者の住居等に赴き、実際の保管設備の状況を確認させることとする。

- (2) 保管設備の状況を確認するため申請者の住居等に立ち入る場合は、申請者の承諾を得て行うこと。申請者の承諾が得られない場合には立ち入ることはできず、保管設備の状況を確認できないこととなるが、この場合は、不許可処分又は不更新処分をすることとなる。
- (3) ただし書中「専ら」とは、許可に係る用途に供する場合を除き常時という意味である。このような場合には、自ら有する保管設備で銃砲を保管することはないのであるから、保管設備を有していなくても差し支えない。
- (4) 「専ら……他の者に委託して行う場合」に該当するかどうかは、本人の主観的な意思に加えて、委託先となる猟銃等保管業者との保管委託契約の存在等、客観的な事実の存在をもって認定する必要がある。

第6 同居の親族に係る欠格事由の拡大（法第5条第5項関係）

1 趣旨

銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする者に精神障害等の欠格事由に該当する同居の親族がある場合において、その同居の親族が当該所持許可の申請に係る銃砲刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができることとしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

「許可をしないことができる」とは、許可権者に裁量を認めたものである。したがって、公安委員会は、本項に該当する場合であっても、申請者が狩猟で生計を立てているため猟銃が必要不可欠であるなど許可を受ける必要性が高く、かつ、危害予防上必要な措置が講じられたときは、例外的に許可をすることができるものと解される。

第7 猟銃の操作及び射撃に関する講習（法第5条の5関係）

1 趣旨

法は、猟銃の操作及び射撃に関する技能を有さない者が猟銃の所持の許可を受けることがないよう、猟銃を所持しようとする者に対し、技能検定の合格又は射撃教習の課程修了を義務付けているところ、猟銃の使用に伴う事故は毎年一定数以上発生しており、その大半が猟銃の基本的な操作及び射撃の技能の低下が原因と考えられている。

そこで、現に猟銃を所持している者に対し、原則として、3年に一度、所持している猟銃の種類ごとに、公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃技能に関する講習の受講を義務付け、猟銃の基本的な操作が十分でなかったり、射撃の技能が低下したことに伴う事故の防止を図ることとしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「技能講習の実施について」(平成21年11月18日付け警察庁丁保発第152号)等を参照すること。

第8 年少射撃資格認定制度(法第9条の13から法第9条の15まで関係)

1 趣旨

改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法は、原則として18歳以上の者でなければ空気銃の所持許可を受けることができない旨を規定しており、例外として、14歳以上18歳未満の者のうち国民体育大会における空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として推薦された者に限り、空気銃の所持許可が認められていたところであるが、14歳以上18歳未満の年少者は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、その空気銃の所持を制限することが望ましいと考えられることから、改正法により、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可の要件を厳格化し、国際的な規模で開催される射撃競技会における選手又は候補者として推薦された場合に限ることとしたものである。

他方で、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可を認めないこととする趣旨が、それらの者が空気銃を保管した場合に生じる可能性がある危害の予防にあることを踏まえれば、限定された場所において適切な者が監督する空気銃をその者の監督の下に所持させることは認めても差し支えないと考えられる。

そこで、一定の認定を受けた14歳以上18歳未満の者が、指定射撃場で射撃指導員の監督の下に当該射撃指導員が許可を受けて保管する空気銃を使用することができる制度を設けることとしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「年少射撃資格認定制度の実施について」(平成21年11月18日付け警察庁丁保発第156号)等を参照すること。

第9 射撃技能の維持向上に関する規定(法第10条第2項関係)

1 趣旨

猟銃の使用に伴う事故の発生を防ぐためには、猟銃所持者の猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させる必要があり、改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第10条の2は、射撃技能の維持向上義務を定めていたところ、狩猟期前の練習不足を主原因とする狩猟目的での猟銃使用による事故はいまだに多数発生している。

そこで、狩猟用途の猟銃所持者は、狩猟期間ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない旨を定めることにより、特に事故が多い狩猟用途の猟銃所持者に対する定期的な射撃練習を促すこととしたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 射撃の練習は、狩猟を行う前であれば、狩猟期間前又は狩猟期間中のいずれ

に行っても構わないが、初めて狩猟を行う日に近接した日に行わなくては義務を果たしているとは認められない。

- (2) 本条が定める義務に違反した者は、法第10条の9第1項の指示等の行政処分の対象となる。
- (3) 狩猟の用途に供する猟銃を複数丁所持する者は、各猟銃についてそれぞれ射撃の練習を行わなければならない。
- (4) 法第10条の5の2に規定する帳簿と照合し、狩猟用途の猟銃所持者が本規定による義務を果たしているかどうか把握するよう努めること。

第10 実包等の保管に係る努力義務（法第10条の4第4項関係）

1 趣旨

銃砲と当該銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸（以下「適合実包等」という。）は、一体となってその危険性が顕在化するものであるから、法第10条の4第3項において、銃砲を保管設備に保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲の適合実包等を当該銃砲と共に保管してはならないこととしているところ、これらが同一建物内にある場合、同時に盗難に遭う可能性が高いと考えられることから、これらを同一建物内に保管しないよう努めなければならないこととしたものである。

なお、有害鳥獣駆除のため突発的に銃砲を使用せざるを得ない事態が想定されるほか、狩猟や標的射撃であっても、銃砲を使用する直前直後にある程度の期間保管せざるを得ない場合等、銃砲と適合実包等を同一の建物内に保管せざるを得ない事態が想定されることから、努力義務にとどめたものである。

2 解釈

「建物」とは、一棟の建物をいう。例えば、母屋と別棟になった離れ等がある場合には、当該母屋と離れ等は同一の建物ではない。したがって、母屋に銃砲を、母屋と別棟になった離れ等に適合実包等をそれぞれ保管することも考えられるが、そのような場合は、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第16条第1号で火薬類の盗難防止に留意することが求められていることから、堅固な錠、警報装置の備付け等盗難防止のために必要な措置を講ずるよう指導すること。

3 運用上の留意事項

- (1) 火薬類の保管に当たっては、火薬類の盗難防止に留意することが求められていることから、盗難防止上問題がある場所に火薬類を保管していることを認知した場合は、警察から指導を行うか、火取法第52条第4項に基づき都道府県知事部局に通報して必要な措置を行わせるなど、所要の措置を講ずること。
- (2) 銃砲所持者に対しては、実包等を使用する直前に購入し、射撃の機会ごとに使い切るよう指導すること。

第11 実包の所持状況の記録の義務化（法第10条の5の2、第10条の6第1項及び第2項関係）

1 趣旨

改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法では、所持許可を受けて所持する銃砲に適合する実包については、けん銃実包の場合を除き、その監督方法が定められていなかったところ、猟銃と当該猟銃に適合する実包とは、一体となってその危険性が顕在化するものであるから、猟銃による危害を予防するためには、実包についても所要の監督を行う必要があると考えられる。

そこで、猟銃の所持許可を受けた者に対し、帳簿を備えさせ、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に一定の事項を記載することを義務付けることとしたものである。

また、これに併せて、法第10条の6第1項の規定による報告徴収の対象に実包等の保管状況を加えるとともに、同条第2項の規定による立入検査の対象に実包の保管場所を加えることとしたものである。

2 解釈

(1) 「製造」

「製造」は、火取法第3条の「製造」と同義である。すなわち、物理的、科学的な物質の変化を通じて実包を作り出すことをいう。

帳簿に記載する事項は、製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日である（府令第88条第1項第1号）。

なお、実包の種類については、法第10条の5の2の「当該猟銃に適合する実包」であるかどうかを判断するため、ライフル銃については実包の名称、ライフル銃以外の猟銃については実包の番径を記載させること（以下、帳簿に記載する実包の種類について同じ。）。

(2) 「譲り渡し」及び「譲り受け」

「譲り渡し」は法第3条の7等の「譲り渡し」と、「譲り受け」は法第3条の10等の「譲り受け」と、それぞれ同義である。

帳簿に記載する事項は、譲り渡した場合は、その実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第2号）。また、譲り受けた場合は、その実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第3号）。

(3) 「交付し」及び「交付され」

「交付し」とは所有権の移転や処分権の付与を伴わない所持の移転をすることをいい、「交付され」とはその移転を受けることをいう。典型的には、実包の保管を委託する場合は「交付し」であり、保管を委託した実包を払い出す場合が「交付され」である。

帳簿に記載する事項は、交付した場合は、その実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第4号）。また、交付された場合は、その実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相

手方の住所及び氏名である（府令第88条第1項第5号）。

(4) 「消費」

「消費」は、火取法第25条の「消費」と同義である。すなわち、廃棄以外の目的とする実包の爆発又は燃焼をいう。

帳簿に記載する事項は、消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所である（府令第88条第1項第6号）。

なお、消費した場所については、標的射撃の場合は当該標的射撃を行った射撃場の所在地及び射撃場名、狩猟の場合は当該狩猟を行った山野等に隣接する村落名等を記載させること。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第68条及び様式第19において規定している鳥獣保護区等の区域等の図面の区域ごとに付される番号（いわゆるメッシュ番号）に付された番号を記載しても、当該番号であることが明らかであり、当該区域を特定できるものであればそれで足りる。

(5) 「廃棄」

「廃棄」は、火取法第27条の「廃棄」と同義である。すなわち、実包を処分してその本来の効用を喪失させることをいう。

帳簿に記載する事項は、廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日である（府令第88条第1項第7号）。

(6) 罰則

法第10条の5の2に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は20万円以下の罰金に処せられる（法第35条第5号の2）。

3 運用上の留意事項

(1) 帳簿に添付する書類

射撃場における消費については、府令第88条第2項において、帳簿の添付書類として、消費した実包の数量を疎明する書面を規定したことから、必要に応じ、添付させた当該書面（料金精算の際に射撃場が発行する領収書や所持者が自ら記録したスコアカード等）及び当該書面の記載内容が正しいかどうかを確認するために射撃場に対して行う照会によって、消費量等の裏付けを取ること。

なお、「添付」とは、例えばのり等により接着することまでを求めるものではなく、添付に係る記載事項と当該添付書類との対応関係が明らかであり、帳簿と添付書類が一体として管理され、帳簿の検査の際には直ちに添付書類も提示できるようにしておくことで足りる。

(2) 帳簿の様式

帳簿の様式は定めないため、府令で規定された記載項目が網羅されていれば足りる。

(3) 帳簿の保存期間

帳簿の保存期間は、最終の記載をした日から3年とする（府令第88条第3項）。

(4) 実包の保管個数

帳簿に記載することが義務付けられている事項のほか、猟銃所有者に実包の保管個数を認識させるため、譲受け、消費等を行った場合においては、保管している実包数を記載するよう指導すること。

(5) 帳簿記載義務違反の基準等

ア 法上、譲り受け「たとき」等は、「記載し」なければならないこととされており、譲受け等の度に記載しなければ違反となるため、譲受け後合理的な範囲の時間内に記載しなければならない。また、複数の記載事項を後日まとめて記載することも違反となる。

イ 過失により帳簿に記載しなかった場合についても違反となるが、過失の態様によっては事件化等になじまない場合もあると考えられるため、その取扱いについては個別具体的な事案に応じて判断すること。

第12 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加（法第13条前段関係）

1 趣旨

改正法により猟銃の所持許可を受けた者には実包の所持状況について記載した帳簿を備えることが義務付けられたが（法第10条の5の2）、この帳簿に記載された実包の譲受け、消費等の状況を確認することは、その猟銃が当該許可に係る用途に供されているかどうか、その他当該猟銃の所持が適正に行われているかどうかの調査に資すると考えられるため、法第13条の規定による検査の対象に帳簿を追加したものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

- (1) 実包の保管状況の調査を目的とした帳簿の検査については、本条ではなく、法第10条の6第2項に基づいて行うこと。
- (2) 「銃砲若しくは刀剣類、許可証若しくは第10条の5の2の帳簿を提示させ」とは、銃砲又は刀剣類、許可証、法第10条の5の2の帳簿について、その全部又は一部を任意の組合せで提示させることができるということである。
- (3) 本条の規定により警察職員が行う帳簿等の提示の要求又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処せられる（法第35条第7号）。

第13 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化（法第21条の2関係）

1 趣旨

法第21条の2は、銃砲刀剣類が、これを適法に所持している者から不正に流出して不法に所持されることを防止するため、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第19条の2第1項に規定する猟銃等販売事業者等又は現に許可を受けて銃砲刀剣類を所持している者に対し、銃砲刀剣類の譲渡し等（譲渡し及び貸付けをいう。以下同じ）を行う場合は、その相手方が銃砲刀剣類を適法に所持することが

できる者であるかどうかを確認すべき義務を課し、相手方が適法に所持できることを確認しなければ譲渡し等を行ってはならないこととしているところ、その方法の明確化を図り、適法に所持することができる者以外の者に銃砲刀剣類が譲り渡されることの防止の徹底を図るため、相手方が銃砲刀剣類を適法に所持することができる者であることの確認の方法を府令で定めたものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 確認に用いる証明書類

譲渡人又は貸付人（以下「譲渡人等」という。）が譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）と直接対面して、又は貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成6年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）を利用して譲渡し等を行う場合において、譲渡人等が譲受人等から提示等を受ける書類（以下「証明書類」という。）は、それぞれ次のとおりとなる。

ア 国又は地方公共団体の職員が職務のため所持しようとする場合

譲受人等が、銃砲又は刀剣類の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員である旨を証明する当該国又は地方公共団体が発行した証明書

イ 教習射撃場の設置者又は管理者が教習用備付け銃を業務のため所持しようとする場合

譲受人等（法人の場合はその代表者）が教習射撃場を設置し、又は管理する者である旨を証明する府令別記様式第46号の教習射撃場指定書

ウ 練習射撃場の設置者又は管理者が練習用備付け銃を業務のため所持しようとする場合

譲受人等（法人の場合はその代表者）が練習射撃場を設置し、又は管理する者である旨を証明する府令別記様式第59号の練習射撃場指定書

エ 猟銃等販売事業者が業務のため所持しようとする場合

譲受人等（法人の場合はその代表者）が猟銃等販売事業者である旨を証明する都道府県知事が発行した同条第1項の規定による許可に係る書類

オ 捕鯨用標識銃等販売事業者が業務のため所持しようとする場合

譲受人等（法人の場合はその代表者）が捕鯨用標識銃等販売事業者である旨を証明する府令別記様式第1号の銃砲刀剣類製造等届出書

カ 所持許可を受けた者が所持しようとする場合

譲受人等の法第7条第1項の許可証

なお、所持許可を受けた者以外の者に譲渡し等を行う場合は、書類の提示等に加え、譲受人等から職務又は業務のために当該銃砲刀剣類を所持しようとしている旨の説明を受けることにより、譲受人等が適法に所持できることを譲渡人等に確認させるようにすること。

(2) 貨物自動車運送事業者

法第21条の2の義務が課されるのは、武器等製造法第4条に規定する武器製造事業者等であって、貨物自動車運送事業者ではないため、共犯となる場合は別段、貨物自動車運送事業者が罰則の対象となることはなく、武器製造事業者等には、貨物自動車運送事業者に対し府令第99条に規定する本人確認を確実にを行うよう指示することが求められる。

なお、貨物自動車運送事業者を利用して譲渡し等を行うときは、(1)アからオまでの場合は、それぞれの証明書類の写しを送付させることにより確認することも可能であるが、(1)カの場合は、許可証の原本を送付させなければならない。

さらに、(1)アからオまでの場合は、譲受人等に対して譲渡し等を行った日から3年を経過するまでの間においてそれぞれの証明書類の内容に変更がない場合は、その旨を説明させることで足りる。

(3) 罰則の適用

府令第99条に規定する方法によらずに銃砲又は刀剣類の譲渡し等をした場合には、たとえその相手方が結果的に適法に所持することができる者であったとしても、法第21条の2違反となり、罰則の対象となる（法第33条第2号。ただし、けん銃等の譲渡し等の場合には法第35条第2号）。

(4) 猟銃等の運送に伴う留意点

猟銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止については、「猟銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止に関する指導の徹底について」（平成元年12月5日付け警察庁丁安発第257号）によるので、引き続き関係者への指導を継続すること。

第14 猟銃安全指導委員制度（法第28条の2関係）

1 趣旨

猟銃による事故等の絶無を期すためには、猟銃所持者が猟銃の操作や保管の方法等について習熟している必要があるが、そのためには、長年にわたって猟銃の所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者に他の猟銃所持者に対する助言を行わせること等によって、猟銃所持者のコミュニティを構築することが有効であると考えられる。

そこで、あらかじめ定められた活動地域において、地域の特性に応じた猟銃所持者に対する助言、民間団体が行う活動への協力その他の猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動をその職務とする猟銃安全指導委員の制度を設けることとしたものである。

2 解釈

本制度の解釈及び運用上の留意事項については、「猟銃安全指導委員規則の施行について」（平成21年11月18日付け警察庁丁保発第158号）及び「猟銃安全指導委員制度の運営について」（平成21年11月18日付け警察庁丁保発第159号）を参照すること。

第15 経過措置（改正法附則第2条及び第3条、改正令附則第2項並びに改正府令附

則第2項から第5項まで関係)

経過措置については、改正法、改正令及び改正府令においてそれぞれ規定した。

1 改正法

- (1) 改正法の施行の際、現に銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分は、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による(改正法附則第2条)。

これは、改正法の施行の際現に所持許可を受けている者の中には、例えば、施行日前3年以内にストーカー規制法による警告を受けたなど施行日前に生じた事由に関し、改正法により新たに追加された欠格事由に該当することになる者があり得るところ、そのような者については当該施行日前に生じた事由を理由に所持許可の取消しその他の処分は行わないこととするものである。

ただし、改正法により新たに追加された欠格事由以外のものについては経過措置の対象とはならないので、例えば、3年以内にストーカー規制法による警告を受けたことが他の事情とあいまって法第5条第1項第18号に該当すると認定できるのであれば、同号を理由として取消しをすることは可能である。

なお、所持許可の更新については、施行日前に生じた事由についても欠格事由になることから、例えば、施行日前にストーカー規制法による警告を受けた者が、当該警告を受けてから3年を経過しない間に更新しようとする場合には更新ができないこととなること等に留意すること。

- (2) 改正法の施行の際、現に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を受けて猟銃を所持している者が施行日以後において初めて当該許可の更新を受けようとする場合又は当該許可の有効期間内において当該種類の猟銃の所持の許可を受けようとする場合には、技能講習の修了を更新又は許可の要件としない(改正法附則第3条第1項)。

改正法の施行の際現に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号に該当する者が改正法第4条第1項第1号の規定による当該猟銃の所持許可の更新を受けようとする場合についても同様とする(改正法附則第3条第2項)。

2 改正令

施行日以前に申請書を提出した許可又は更新については、当該許可又は更新に限り、法第4条の3及び第5条第2項は適用されない(改正令附則第2項)。

3 改正府令

- (1) 施行日から起算して2月を経過する日までの間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請及びそれに伴う認知機能検査については、当該有効期間の満了する日の15日前まで行うことができるものとする(改正府令附則第2項)。

- (2) 施行日から起算して1月を経過する日までの間に年少射撃資格認定申請書の

提出があったものについては、申請者を監督することについての同意書等法第4条第1項第5号の2の許可を受けた射撃指導員に係るものは、同項第1号の規定による許可を受けた射撃指導員であって同項第5号の2の規定による許可を受けようとして許可申請書を提出している者に係るものであって差し支えない（改正府令附則第3項）。

なお、認定を行う時点において、申請者を監督することとなる射撃指導員は法第4条第1項第5号の2の許可を受けていなければならないことに留意すること。

- (3) 府令の施行時に、既に貨物自動車運送事業者を利用して銃砲刀剣類を発送してしまっている場合は、従前の例により確認を行うこと（改正府令附則第4項）。
- (4) 改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる（改正府令附則第5項）。

第16 法改正に伴う留意事項

法第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会においては、筆記による考査を行っているところであるが、当該考査における問題は、改正法の内容を反映させたものとする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(八六)

五

本号で公布された
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
(法律第八六号)(警察庁)

1 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
刃渡り五・五センチメートル以上一五センチ
メートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象と
することとした。(第二条関係)

2 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
(一) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追
加
ストーカー行為をしたこと、配偶者に対す
る暴力行為をして裁判所から命令を受けたこ
と等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由
に追加することとした。(第五条関係)

(二) 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に
係る欠格期間の延長
一定の違法な行為をして銃砲刀剣類の所持
許可を取り消された者の欠格期間を五年から
一〇年に延長することとした。(第五条関係)

(三) 高齢者に対する認知機能検査の導入
銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受け
ようとする者で七五歳以上のものは、認知機
能検査を受けなければならないこととした。
(第四条の三及び第五条関係)

(四) 所持許可に係る申請書への医師の診断書の
添付の義務化
猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に
は、医師の診断書であって内閣府令で定める
要件に該当するものを添付しなければならない
こととした。(第四条の二関係)

(五) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
猟銃の所持許可の更新を受けようとする者
は、射撃技能に関する講習を受け、その課程
を修了しなければならないこととした。(第五
条の二及び第五条の五関係)

(六) 年少者による空気銃の所持の制限
(1) 一四歳以上一八歳未満の者で所持許可を
受けて空気銃を所持することができるもの
の範囲を、国際的な規模で開催される一定
の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定
することとした。(第五条関係)

(2) 一四歳以上一八歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入することとした。(第三条、第四条、第五条の二、第八条、第九条の一三、第九条の一五、第一〇条の九、第一一条、第一一条の三、第一二条の三、第一三条の二及び第二四条関係)

3

(一) 実包等の所持に関する規制の強化

猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を譲り受けるとき等は、これに所定の事項を記載しなければならぬこととした。(第一〇条の五の二関係)

(二) 実包等の保管に係る努力義務の新設

銃砲を保管する者は、同一の建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならないこととした。(第一〇条の四関係)

4

(一) 銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等

行政調査に関する規定の整備
都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者がその基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に必要な報告を求め、若しくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。(第一二条の三及び第一三条の二関係)

(二) 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管に関する規定の新設

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に銃砲刀剣類を保管させておくことが適当でないとして認めるときは、その提出を命じ、調査を行う間、これを保管することができることとし、当該保管の期間は、三〇日を超えることができないこととした。(第一一条の二及び第一三条の三関係)

(三) 都道府県公安委員会に対する申出制度の新設

何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとした。(第二九条関係)

(四) その他

(1) 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加
猟銃の所持者に対する検査の対象に、実包の所持状況について記載した帳簿を追加することとした。(第一三条関係)

(2) 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化
銃砲刀剣類の譲渡し等に当たり行う所持許可に係る許可証の提示等は、内閣府令で定める方法により行わなければならないこととした。(第二一条の二関係)

5

猟銃安全指導委員制度の新設

都道府県公安委員会は猟銃安全指導委員を委嘱することができることとし、猟銃安全指導委員は猟銃の所持等による危害を防止するための猟銃所持者に対する助言等の職務を行うこととした。(第二八条の二関係)

6

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第八十六号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改める。

第二条第二項中「刃渡り」を「刃渡り」に改め、「剣」を削り、「並びにあいくち及び」を「刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに」に改める。

第三条第一項第二号中「ため、若しくは」を「ため」に改め、「」の用に供するため」の下に「第五条の五第一項の講習(第四号の二の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習」というの用に供するため)を加え、同項第四号中「第三条の三第一項第六号」を「第一四号の六、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第五号及び第八条第一項第七号」に改め、同項第四号の二中「第三条の三第一項第七号」を「次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二の二 技能講習従事教習射撃指導員(教習射撃指導員であつて、都道府県公安委員会が第五条の五第四項の規定により技能講習に関する事務を教習射撃場を管理する者に行わせる場合において当該技能講習に関する事務に従事するものをいう。第三条の三第一項第五号の二において同じ。)が当該技能講習に関する事務の用に供するため当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する銃銃を所持する場合

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

う。が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

第三条の三第一項第二号中「技能検定」の下に「若しくは技能講習」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する銃銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該銃銃に適合するけん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

第四条第一項第一号中「空気銃」の下に「空気けん銃を除く。」を加え、「第四号」を「第五号の二」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

第四条の二第二項中「前項」の下に「に定めるもののほか、第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

(認知機能検査)

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第八十六条に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書提出すべきことを命ずることができる。

第五条第一項第一号中「政令で定めるところにより、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして」に改め、同項第十一号中「生命」を「生命、身体」に、「又は自殺をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第二号又は第三号」に改め、「以上」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号) 第二条第二項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

第五条第一項第八号中「第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項若しくは第三条の四から第三条の十三までの規定に違反して又は第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三十二条第一号の罪を犯して罰金以上」を「この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反して罰金」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「若しくは第三号、第三項又は第四項」を「第二号若しくは第四号、第三項又は第四項」は第六項」に改め、「五年」の下に「(同条第一項第四号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年)を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定(以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という)を取り消され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

第五条第一項第六号中「第十一条」を「第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項若しくは第六項」に改め、「同条第一項第二号又は第四号に該当したことにより許可を取り消された者及び同条第二項又は第五項の規定により許可を取り消された者を除く」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

第五条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「平成九年法律第二十号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

第五条の二第二項第二号中「銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二條に規定する刃物(第二十四條の二において銃砲刀剣類等」という)を使用し、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の二第三項第一号中「所持している者」の下に「(当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る)として政令で定める者から推薦された者に限る」とを加え、同項第二号中「もの」の下に「(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 所持しようとする種類の猟銃に係る射撃指導員

第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

第五条の四第一項ただし書中「第二項」の下に「から第四項まで」を、「第三項」の下に「及び第六項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習)

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならぬ。

3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合において、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

第六条第三項中「第四条の二」の下に「第二項を除く。」を加える。

第七条の三第二項中「第五条の二」の下に「(第六項を除く。)」を加え、同条第三項中「第四条の二」の下に「及び第四条の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「前条第一項の規定により許可申請書を提出した日」とあるのは、「当該許可の有効期間が満了する日」と読み替えるものとする。

第八条第一項第六号中「第五条の二第四項第二号」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により空気銃に係る射撃指導員の指定を解除された場合

第八条第六項中「第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改め、同条第七項中「他人の生命」を「人の生命、身体」に改める。

第九条の十二の次に次の三条を加える。

第九條の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として

適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十四歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一 第五條第一項第二号から第十八号までのい

二 次條第二項の年少射撃資格講習修了証明書

の交付を受けていないとき。
都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定(以下「年少射撃資格の認定」という。)をする場合においては、同項に規定する射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければならない。

3 第七條第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同條第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同條第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と「生じた場合」とあるのは「生じた場合(射撃指導員に変更があつた場合を除く。以下「住所」と読み替へるものとする。現在地、以下同じ。))又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所」と読み替へるものとする。

第九條の十四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとする

ものを受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付しなければならない。
3 第五條の三第三項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同條第四項の規定は第一項の講習会について、それぞれ準用する。(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

第九條の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その効力を失う。
一 年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合
二 年少射撃資格者が第九條の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合
三 年少射撃資格者が十八歳に達した場合
四 年少射撃資格者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができない第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る空気銃のすべてについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

2 第八條第二項の規定は、年少射撃資格認定証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「住所」とあるのは「住所及び法人の事業場の所在地」とあるのは「住所」と「許可が」とあるのは「年少射撃資格の認定が」と読み替へるものとする。
3 第八條第四項の規定は、年少射撃資格者が死亡したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「第二項」とあるのは「第九條の十五第二項において準用する第二項」と、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替へるものとする。

第十條第五項中「金属性弾丸の下に(以下、実包等」という。)を加える。
第十條の二中「第四條第一項第一号」を「前項に定めるもののほか、第四條第一項第一号」に改め、同條を同條第二項とし、同條を第一項として

次の一項を加える。

狩猟の用途に供するため第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二條第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用し、狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。

第十條の三 第五條第二項を「第五條第三項」に改める。
第十條の四の前の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同條第三項中「あたつては」を「あたつては」に、「実包、空包又は金属性弾丸」を「実包等」に、「ともに」を「共に」に改め、同條に次の一項を加える。
4 前項に定めるもののほか、第二項に規定する設備に銃砲を保管するに当たつては、当該設備の存する建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項に規定する建物の部分)内に、保管に係る銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。

第十條の五の第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。次項において同じ。)の保管を委託しなければならない。
一 第四條第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者
二 第四條第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可を受けた者
三 第四條第一項第四号の規定による空気けん銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者
四 第八條第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

第十條の五第二項中「けん銃、けん銃部品及びけん銃実包」を「空気銃又はけん銃」に改め、同條の次に次の一条を加える。

第十條の五の二 第四條第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に

適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
第十條の六第一項中「前二條」を「第十條の四又は第十條の五」に、「銃砲」を「銃砲及び実包等」に改め、同條第二項中「その保管」を「当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管」に改め、「当該猟銃」の下に「又は当該猟銃に適合する実包」を、「立ち入り」の下に「保管設備、前條の帳簿その他の物件を」を加える。
第十條の八第一項中「は、盗難の防止その他危害予防上必要がある場合においては」を「第十條の五第一項第一号に掲げる者を除く。」に改める。

第十條の九中「ついで同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條に次の一項を加える。
2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した場合において、その者が第三條第一項第四号の六の規定により所持することができる第四條第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用していないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。
第十一條第一項第一号中「前條」を「前條第一項」に改め、同項第二号中「第五條第一項第二号、第三号又は第四号」を「第五條第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号まで」に改め、同項第三号中「第五條第一項第五号、第八号、第十号若しくは第十一号又は第五條の二第二項第二号」を「第五條第一項第三号から第五号までのいずれか」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 第五條の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合
第十一條第二項中「第五條第三項」を「第五條第五項」に改め、同條第四項中「同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法」を「これら」に改め、同條第十項中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「第十一條第八項」を「第十一條第九項」に改め、同項を同

条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「他人の生命」を「人の生命、身体」に、「銃砲又は」を「銃砲若しくは」に改め、「刀剣類を」の下に「仮設置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲若しくは刀剣類にあつてはこれを」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合、都道府県公安委員会は、当該射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十一條の二第一項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第一條の二第三項」を「第一條の二第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定による第十三条の三第一項の規定により既に保管しているけん銃を仮設置する場合において、同条第三項の規定により既に当該けん銃に係るけん銃部品を保管しているときは、当該けん銃部品についても仮設置するものとする。

第十一條の三 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消さなければならない。
一 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至つた場合
二 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つた場合
三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分（第十条の九第二項の指示を含む。）に違反した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消すことができる。
第十二條第一項及び第三項中「第五項まで」を「第六項まで又は前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（行政手続法の適用除外）
第十二條の二 都道府県公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとして認められた者について行う第十一條第一項又は第十三條の三第一項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

第十二條の三 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五條の二（第一項及び第三項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するために必要な報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
第十三條中「及び許可証を提示させ」を「許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ」に、「及び許可証を検査させる」を「許可証若しくは当該帳簿を検査させる」に改める。

第十三條の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けた者が第五条（第一項から第四項までを除く。）及び第五條の二（第一項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があるときは、公務所、公営の団体のその他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管）
第十三條の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二條の三の規定による受診命令前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があるときは、当該銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲又は刀剣類を保管することができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲又は刀剣類を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは、当該銃砲又は刀剣類を速やかにその者に返還しなればならない。当該銃砲又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したとき（当該期間が経過する前に第十三條第一項第七項の規定により当該銃砲又は刀剣類を仮設置したときを除く。）も同様とする。

3 都道府県公安委員会は、第一項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができなくなるけん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を保管するものとする。

4 都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定によりけん銃及び当該けん銃に係るけん銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当該けん銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該けん銃部品についてもその者に返還するものとする。

第二十一條の二第一項中「場合のほか」の下に「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認し

た場合又は譲受人が」を「確認し又は譲受人から」に、「を提示した」を「の提示を受けた」に改め、同条第二項中「場合のほか」の下に「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認し又は譲受人若しくは借受人が」を「確認し又は譲受人若しくは借受人から」に、「を提示した」を「の提示を受けた」に改める。

第二十八條の二 都道府県公安委員会は、継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているものうちから、猟銃安全指導委員を委嘱することができる。
一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
三 生活が安定していること。
四 健康で活動力を有すること。

2 猟銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。
一 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者に対し、当該猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。
二 警察職員が第十三條の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力をを行うこと。
三 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行うこと。
四 前三号に掲げるもののほか、猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

3 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が前項に掲げる職務を適正に行うために必要な限度において、猟銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供することができる。
4 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
5 猟銃安全指導委員は、名誉職とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律の一部改正)

第七条 行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)
の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年
法律第六号)の項中「含む。」の下に「及び第
九条の十三第一項」を、「第九条の十第二項」の
下に、「第九条の十三第二項」を加える。

内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 鳩山 邦夫

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十二月四日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎

総務大臣 佐藤 勉

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第五号の二及び第四項、第五条第一項第一号並びに第五条の二第二項、第三項第一号及び第六項、同法第九条の十四第三項において準用する同法第五条の三第四項並びに同法第五条の五第一項、第二項及び第四項、第九条の十三第一項、第九条の十四第一項及び第二項、第十条の五第一項並びに第十三条の四、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びに銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第四十条とし、第十一条を第三十九条とする。

第十条の表中（空気けん銃を除く。）を削り、同条を第三十八条とする。

第九条を第三十七条とし、第八条を第三十六条とする。

第七条の三第一項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項の規定は、都道府県公安委員会が法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えをした場合について準用する。

第七条の三を第三十五条とする。

第七條の二中、「とおり」を、「もの」に改め、同條第一号中、「消音器 専ら」を、「消音器にあつては、専ら」に改め、同條第二号中、「弾倉 着脱弾倉」を、「弾倉にあつては、着脱弾倉」に、「第五條の三第二項第二号」を、「第九條第二項第二号」に改め、同條第三号中、「替え銃身 獵銃」を、「替え銃身にあつては、獵銃」に改め、同号イ中、「第五條の三第二項第三号」を、「第九條第二項第三号」に、「こえる」を、「超える」に改め、同号ロ中、「第五條の三第二項第四号」を、「第九條第二項第四号」に改め、同條を第三十四條とし、同條の前に次の一條を加える。

(保管の委託を要しない場合等)
第三十三條 法第十條の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 法第十條の五第一項第一号から第三号までに掲げる者 次のいずれかに該当する場合

イ 当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包)法第三條の三第一項に規定するけん銃実包をいう。以下この号において同じ。)を含む。)を用いて、運動競技会の射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合
ロ イに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品を含む。)の修理を委託する場合、当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。)の保管を委託する相手方を変更する場合

二 法第十條の五第一項第四号に掲げる者 次のいずれかに該当する場合
イ その者の指導の下に、年少射撃資格の認定(法第九條の十三第一項の規定による資格の認定をいう。)を受けた者が、当該許可に係る空気銃を用いて、空気銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合
ロ 当該許可に係る空気銃以外に法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けて所持する空気銃がないか、又はあつてもその数が内閣府令で定める数以下である場合
ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃の修理を委託する場合、当該空気銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

2 法第十條の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
一 法第十條の五第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる者 法第十條の八第一項に規定する獵銃等保管業者
二 法第十條の五第一項第二号に掲げる者 警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者
第七條を削り、第六條の五を第三十二條とし、第六條の四を第二十七條とし、同條の次に次の四條を加える。

(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)
第二十八條 法第九條の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。
一 空気銃(空気けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会
二 空気けん銃を所持しようとする者 第三條第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会
2 法第九條の十三第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 前項第一号に掲げる者 その者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体
二 前項第二号に掲げる者 日本体育協会

(年少射撃資格講習会の開催)
第二十九條 都道府県公安委員会は、法第九條の十四第一項に規定する講習会(以下、「年少射撃資格講習会」という。)を開催しようとするときは、開催予定日の二十日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。
2 年少射撃資格講習会における講習時間は、空気銃の所持に関する法令については三時間、空気銃の使用の方法については一時間とする。
(年少射撃資格講習修了証明書の交付)
第三十條 法第九條の十四第二項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者につき、当該年少射撃資格講習に係る事項を修得したかどうかを審査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。
(年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託)
第三十一條 法第九條の十四第三項において準用する法第五條の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務とする。
2 法第九條の十四第三項において準用する法第五條の三第四項で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

第六條の三第一項中、「第九條の五第一項」を、「第九條の五第一項に規定する」に、「第五條の十一第一項」を、「第二十條第二項」に改め、同條第三項中、「第九條の四第一項」を、「第九條の四第一項に規定する」に、「同項第二号」を、「同項第二号に規定する」に改め、同條第五項中、「射撃回数」を、「及び射撃回数」に改め、同條を第二十六條とする。
第六條の二中、「第十一條第十項」を、「第十一條第十項」に、「第七條」を、「第三十三條」に、「第十條」を、「第三十八條」に改め、同條を第二十五條とする。
第六條の五第一項中、「こえない」を、「超えない」に改め、同條を第二十四條とする。
第六條の十一第一項中、「第五條の四第一項」を、「第五條の四第一項に規定する」に改め、同條第二項の表中

項の表中	
獵銃の射撃	散弾銃によるもの
	飛しようする標的に対する射撃
	固定されている標的に対する射撃

を
「獵銃の射撃」
一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃
二 ライフル銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
に改

め、同條を第二十條とし、同條の次に次の三條を加える。
(技能講習)
第二十一條 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五條の五第一項に規定する講習(以下、「技能講習」という。)を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。
2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科 目	事 項
獵銃の操作	一 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱 二 獵銃の点検 三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱 四 射撃の姿勢及び動作
獵銃の射撃	一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二 散弾銃以外の獵銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

3 技能講習における講習時間及び射撃回数その他技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(技能講習修了証明書の交付)

第二十二條 法第五條の五第二項の規定による技能講習修了証明書の交付は、技能講習において国家公安委員会規則で定めるところにより前条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

(技能講習に関する事務の委託)

第二十三條 法第五條の五第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

第五條の十第一項中「講習」の下に「に関する事務」を加え、同条を第十九条とする。

第五條の九の見出しを、「講習修了証明書の交付」に改め、同条中「第五條の三第二項」の下に「規定による」を、交付は、及び「当該」の下に「講習会」を加え、同条を第十八条とする。

第五條の八第一項中「第五條の三第一項」を、「第五條の三第一項に規定する」に改め、同条を第十七条とする。

第五條の七の見出しを、「ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等)

第十六條 法第五條の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 法第五條の二第六項の政令で定める者は、日本体育協会とする。

第五條の六中「とあり」を「もの」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の三條を加える。

(猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦)

第十一條 法第五條の二第二項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2 法第五條の二第二項第一号の政令で定める者は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

(人の生命又は身体を害する罪等)

第十二條 法第五條の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條から第七十九條まで、第八十一條、第八十二條、第八十七條、第八十八條、第九十三條、第九十六條(同条第三号を除く)、第九十八條、第九十九條若しくは第一百十條第一項に規定する罪、同法第一百十一條第一項に規定する罪(同法第九十九條第二項の罪を犯す行為に係るものに限る)、同法第一百十二條に規定する罪、同法第一百七十九條第一項に規定する罪(同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く)、同法第一百十八條第一項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る)、同条第二項、第一百十九條、第二十條、第二十四條第二項、第二十六條、第二十七條、第二十八條(同法第二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る)、第四十四條から第四十六條まで、第八十一條、第九十六條、第九十九條、第二百二條から第二百五條まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十五條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一條に規定する罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という)、同法第二百二十七條第一項に規定する罪(加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪等」という)、同法第二百二十七條第三項に

規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という)、同法第二百二十八條に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。)(又は同法第二百四十條、第二百四十一條後段、第二百四十三條(同法第二百四十條に係る部分に限る。)(若しくは第二百六十條後段に規定する罪

二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条、第二条又は第四条に規定する罪(治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的である行為に係るものに限る。)

三 決闘罪に関する件(明治二十二年法律第三十四号)第二条又は第三条に規定する罪

四 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条に規定する罪(刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものに限る)、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪(刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。)

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条に規定する罪(刑法第二百四十條前段の罪を犯す行為に係るものに限る。)

六 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十九條の二に規定する罪

七 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第二条に規定する罪

八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第四十二号)第二条に規定する罪

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)

十 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第四条に規定する罪

十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九條第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)(又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪

十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第三号)第九條第一項から第三項までに規定する罪

十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八條第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)(若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十條に規定する罪

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)第六十七條に規定する罪

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三条(同条第一項第三号に係る部分に限る)、第四条(同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。)(又は第六條(同条第一項第一号に係る部分に限る。))に規定する罪

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第四條に規定する罪

2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

- 一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条（同法第九十七条及び第一百零一条に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二（同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百七十九条（同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第二百三十八条の二に係る部分に限る。）、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百一十八条の二から第二百二十九条までを除く。）、第二百三十三條（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）、又は同法第二百三十四條、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三條（同法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條の二（同法第二百四十九條に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。））
- 二 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二條第二項に規定する罪
- 三 海軍通信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四條第二項に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一條に規定する罪（刑法第二百八八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）、又は暴力行為等処罰に関する法律第一條ノ三に規定する罪（刑法第二百八八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）、
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二條（同條第一号に係る部分に限る。）、に規定する罪、同法第三條に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）、

- 六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七七條に規定する罪
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の四第一項又は第二項に規定する罪
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百零一條第一項第八号に規定する罪
- 九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六條に規定する罪
- 十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（同法第九十八條に係る部分に限る。）、又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百十一條第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第二百二十五條、第二百二十九條又は第二百三十條第一項（同項第三号を除く。）、に規定する罪
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十八 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六條に規定する罪
- 二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第七條第二項又は第三項（同條第二項に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一條又は第四條に規定する罪

二十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二條に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、

- 二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一條から第三條までに規定する罪
 - 二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪
 - 二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、又は当該罪に係る同條第三項に規定する罪
 - 二十八 保険業法（平成七年法律第五号）第三百三十一條第四項に規定する罪
 - 二十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五條に規定する罪
 - 三十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一條に規定する罪
 - 三十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三百十一條第六項に規定する罪
 - 三十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八條に規定する罪
 - 三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三條（同條第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四條（同法第三條第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）、又は第七條（同條第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）、に規定する罪
 - 三十四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十條又は第二百六十三條に規定する罪
 - 三十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六條に規定する罪
 - 三十六 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百七十一條に規定する罪
 - 三十七 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十七條第一項又は第二項に規定する罪
 - 三十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二條又は第二百七十五條に規定する罪
 - 三十九 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
 - 四十 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四條に規定する罪
 - 四十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三條第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）、
 - 四十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三條第一項又は第二項に規定する罪
- （現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）
- 第十三条 第五条の二第三項第一号の政令で定める射撃競技は、国民体育大会の射撃競技とする。
 - 2 第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。
- 第五条の五を削り、第五条の四を第十條とする。
- 第五条の三中「第五條第二項」を「第五條第三項」に改め、同條を第九條とする。
- 第五条の二の見出しを「銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣」に改め、同條中「第五條第一項第二号」を「第五條第一項第三号」に、「とあり」を「もの」に改め、同條を第八條とし、同條の前に次の二條を加える。

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)
 第六条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。
 (空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。
 2 法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本体育協会とする。
 第五条を次のように改める。

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

- 一 空気銃(空気けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会
- 二 空気けん銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

第四条を削る。
 第三条の見出しを(運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等)に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを(けん銃等の所持が許可される運動競技会等)に改め、同条を第三条とする。
 第一条の二を第二条とする。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)
 第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表六十六の項の標準事務の欄中「第四条の第三項」を「第四条の第四項」に改め、同項の1中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同項の5中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千円」を「四千四百円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第三項(同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三第三項(同法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査	六百五十円
--	--	-------

本則の表六十八の項中「二万千円」を「二万二千円」に改め、同項の次に次のように加える。

六十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務)	銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	一万二千三百円
---	--	---------

本則の表六十九の項及び七十の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定に関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査 2 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	九千六百円(当該申請を行う者が当該都道府県において同法第九條の十三第一項の規定に基づき年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千九百円)
--	---	--

七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務	3 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	千九百円
--	--	------

(遺失物法施行令の一部改正)
 第三条 遺失物法施行令(平成十九年政令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第十条第一号中(空気けん銃を除く。)を削る。

附則

- 1 (施行期日) この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項の規定による許可又は同法第七條の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者で、改正法の施行の日前に改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この項において「旧法」という)第四條の二第一項(旧法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可申請書又は許可更新申請書を出したものについては、当該許可又は許可の更新に関する限り、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この項において「新法」という)第四條の三(新法第七條の三第三項において準用する場合を含む。)及び第五條第二項の規定は、適用しない。

内閣総理大臣 麻生 太郎
 総務大臣 佐藤 勉

○内閣府令第六十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第二項（同法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）、第四条の三（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第七条の三第四項、第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第四項（同法第九条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに第九条の十三第一項、同法第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項及び第三項並びに同法第十条の五の二、第二十一条の二、第三十条の二及び第三十条の三並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第一項及び第三十三条第一項第二号口の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中、「第五条の二（第十一条の六第二項）を、「第十三条（第四十三條第二項）に、第一条の十の二、第十一条の二十の二（第十一条の三十三）を、「第四十八條、第六十條（第七十三條）に、第十二條の二又は第十五條の二」を、「第八十七條又は第九十三條」に改め、同条を第百十八條とする。

第二十八條中、「第五条の四第二項」の下に、「、第五条の五第二項」を加え、若しくは第九条の十第二項」を、「、第九条の十第二項、第九条の十三第二項若しくは第九条の十四第二項」に改め、合格証明書」の下に、「、技能講習修了証明書」を加え、若しくは練習資格認定証」を、「練習資格認定証、年少射撃資格認定証若しくは年少射撃資格講習修了証明書」に改め、同条を第百十七條とする。

第二十七條を削る。

第二十六條第二項中、「別記様式第二十二号」を、「別記様式第九十号」に改め、同条を第百十六條とする。

第二十五条の二中、「第十一条の五の五」を、「第四十二條」に改め、同条を第百十五條とする。

第二十五条中、「別記様式第二十一号」を、「別記様式第八十九号」に改め、同条を第百十四條とする。

第二十四条中、「別記様式第二十号」を、「別記様式第八十八号」に改め、同条を第百十三條とする。

第二十三条中、「別記様式第十八号」を、「別記様式第八十六号」に、「別記様式第十九号」を、「別記様式第八十七号」に改め、同条を第百十二條とする。

第二十二条中、「別記様式第十七号」を、「別記様式第八十五号」に改め、同条を第百十一條とする。

第二十一条を第百十條とする。

第二十条の二中、「第十一条の五の五」を、「第四十二條」に改め、同条を第百九條とする。

第二十条を第百八條とする。

第十九條中、「別記様式第十二号の三の四」を、「別記様式第四十一号」に改め、同条を第百七條とする。

第十八條第一項中、「別記様式第十五号」を、「別記様式第八十三号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十六号」を、「別記様式第八十四号」に、「行なう」を、「行う」に改め、同条を第百六條とする。

第十七条の四を第百五条とする。
 第十七条の三第二項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に、「別記様式第十四号の五」を「別記様式第八十二号」に改め、同条を第百四号とする。
 第十七条の第二項及び第三項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に改め、同条を第百三号とする。
 第十七条を第百二条とする。

第十六条の四第一項及び第二項中「別記様式第十四号の三」を「別記様式第八十号」に改め、同条を第百一条とする。

第十六条の三を第百条とする。

第十六条の二の四中「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第九十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十九条 法第二十一条の第二項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。以下同じ。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合、次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業者又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業者を経営する者をいう。以下同じ。)(の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合(八に掲げる場合を除く。)(にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合、次のいずれかによる方法
 イ 譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受け、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交法第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四第四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)(旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるもの)により確認させる方法

第十六条の二の三中「別記様式第十四号の二の三」を「別記様式第七十九号」に改め、同条を第九十七条とする。

第十六条の二の二中「別記様式第十四号の二の二」を「別記様式第七十八号」に改め、同条を第九十六条とする。

第十六条の二の一中「別記様式第十四号の二」を「別記様式第七十七号」に改め、同条を第九十五条とする。

第十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第七十六号」に改め、同条を第九十四条とする。

第十五条の二を第九十三条とする。

第十五条第二号八中「別記様式第十三号」を「別記様式第七十五号」に改め、同条を第九十二条とする。

第十四条第一項及び第二項中「別記様式第十二号の二十」を「別記様式第七十三号」に改め、同条第四項中「別記様式第十二号の二十一」を「別記様式第七十四号」に改め、同条を第九十一条とする。

第十三条中「第七条の二第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条を第九十条とする。

第十二条の三を第八十九条とし、第十二条の二を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。(帳簿)

- 第八十八条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。
- 一 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日
 - 二 実包を譲り渡した場合 譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 - 三 実包を譲り受けた場合 譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名
 - 四 実包を交付した場合 交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 - 五 実包を交付された場合 交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名
 - 六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所
 - 七 実包を廃棄した場合 廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日
- 2 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第十条の五の二に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。
- 3 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第十条の五の二の帳簿を、最終の記載をした日から三年間保存しなければならない。
- 第十二条を第八十六条とし、第十一条の三十五を第八十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保管の委託を要しないこととなる空気銃の数)
 第八十五条 令第三十三条第一項第二号口の内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。
 第八十一条の三十四中「別記様式第十二号の十九の八」を「別記様式第六十五号」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

(年少射撃資格認定申請書)
 第七十五条 法第九条の十三第一項の規定により認定を受けようとする者は、別記様式第六十六号の年少射撃資格認定申請書二通を提出するものとする。
 (年少射撃資格認定申請書の添付書類等)
 第七十六条 法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

一 申請人の写真二枚
 二 戸籍抄本及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類)
 三 法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
 五 第十二条第一項の規定により交付を受けた推薦書
 六 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2 同時に複数の年少射撃資格認定申請書を提出する場合において、法第九条の十三第一項の規定により提出することとされる前項第二号から第六号までに掲げる添付書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの年少射撃資格認定申請書のいずれかに添付すれば足りる。
 3 法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十二条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書
 二 次条に掲げる年少射撃資格認定証(現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。)
 三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
 (年少射撃資格認定証の様式)
 第七十七条 法第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証は、別記様式第六十七号のとおりとする。

(年少射撃資格認定証の書換えの申請)
 第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者について準用する。この場合において、第三十二条中「種類、番号及び発行年月日」とあるのは、「番号及び発行年月日」と、住所又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「住所」と読み替えるものとする。
 (年少射撃資格認定証の書換えの申請)
 第七十九条 第三十三条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十三条第一項中「別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは、「別記様式第六十八号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、住所又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「住所」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格認定証の再交付の申請)
 第八十条 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の再交付しようとする者は、別記様式第六十九号の年少射撃資格認定証再交付申請書二通に当該申請人の写真一枚を添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(年少射撃資格の認定のための講習会)
 第八十一条 法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第七十号の年少射撃資格講習受講申込書二通に当該申込人の写真一枚を添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
 (年少射撃資格講習修了証明書の様式)
 第八十二条 法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は、別記様式第七十一号のとおりとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
 第八十三条 第二十二條の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第七十二号の年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第十一条の三十三中「第十一条の二十及び第十一條の二十の二」を「第五十九條及び第六十條」に、「第十一條の二十第二号八」を「第五十九條第二号八」に、「別記様式第十二号の十六」を「別記様式第五十五号」に、「別記様式第十二号の十九の七」を「別記様式第六十四号」に、「第十一條の二十の二」を、「第六十條」に、「第十一條の三十三」を「第七十三條」に、「第十一條の二十第二号二」を「第五十九條第二号二」に改め、同条を第七十三條とする。

第十一条の三十二中「第十一條の十九」を「第五十八條」に改め、同条を第七十二條とする。
 第十一条の三十一を第七十一條とする。
 第十一条の三十中「第六條の六」を「第二十二條」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一號」に、「別記様式第十二号の十九の六」を「別記様式第六十三号」に、「を添えなければ、(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類)」に、「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え(外国人登録証明書又はこれに類する書類)については提示し)なければ」を削り、同条を第七十條とする。

第十一条の二十九中「別記様式第十二号の十九の五」を「別記様式第六十二号」に改め、同条を第六十九條とする。
 第十一条の二十八中「第十一條の十六」を「第五十四條」に改め、同条を第六十八條とする。
 第十一条の二十七中「第十一條の十五」を「第五十三條」に、「別記様式第十二号の十」を「別記様式第四十八号の」に、「別記様式第十二号の十九の四」を「別記様式第六十一号」に改め、同条を第六十七條とする。

第十一条の二十六中「第十一條の十四」を「第五十二條」に、「別記様式第十二号の九」を「別記様式第四十七号」に、「別記様式第十二号の十九の三」を「別記様式第六十号」に改め、同条を第六十六條とする。
 第十一条の二十五中「第十一條の十三」を「第五十一條」に、「別記様式第十二号の八」を「別記様式第四十六号」に、「別記様式第十二号の十九の二」を「別記様式第五十九号」に改め、同条を第六十五條とする。

第十一条の二十四中「第十一條の十二」を「第五十條」に、「別記様式第十二号の七」を「別記様式第四十五号」に、「別記様式第十二号の十九」を「別記様式第五十八号」に改め、同条を第六十四條とする。
 第十一条の二十三中「第十一條の十」を「第四十七條」に改め、同条を第六十三條とする。
 第十一条の二十二中「別記様式第十二号の十八」を「別記様式第五十七号」に改め、同条を第六十二條とする。
 第十一条の二十一中「別記様式第十二号の十七」を「別記様式第五十六号」に改め、同条を第六十一條とする。

第十二条の二十の二を第六十条とする。
第十二条の二十第二号八中、「別記様式第十二号の十六」を、「別記様式第五十五号」に改め、同条を第五十九条とする。

第十二条の十九第一項中、「別記様式第十二号の十四」を、「別記様式第五十三号」に、「第十二号の十五」を、「別記様式第五十四号」に改め、同条を第五十八条とする。

第十二条の十八中、「別記様式第十二号の十三」を、「別記様式第五十二号」に改め、同条を第五十七号とする。

第十二条の十七の二中、「第六条の六」を、「第二十二号」に、「別記様式第七号の五」を、「別記様式第二十一号」に、「別記様式第十二号の十二の二」を、「別記様式第五十一号」に、「を添えなければ」を、「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類)に」、「外国人登録証明書」を、「外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え(外国人登録証明書又はこれに類する書類)については提示し)なければ」を削り、同条を第五十六条とする。

第十二条の十七中、「別記様式第十二号の十二」を、「別記様式第五十号」とし、同条を第五十五条とする。

第十二条の十六中、「第十一号の十二」を、「第五十条」に、「別記様式第十二号の十一」を、「別記様式第四十九号」に改め、同条を第五十四条とする。

第十二条の十五中、「別記様式第十二号の十」を、「別記様式第四十八号」に改め、同条を第五十三条とする。

第十二条の十四中、「別記様式第十二号の九」を、「別記様式第四十七号」に改め、同条を第五十二条とする。

第十二条の十三中、「別記様式第十二号の八」を、「別記様式第四十六号」に改め、同条を第五十一条とする。

第十二条の十二中、「別記様式第十二号の七」を、「別記様式第四十五号」に改め、「(第一号括弧書きに掲げるものについては、提示し)を削り、同条第一号中、「外国人登録証明書」を、「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」に改め、同条を第五十条とする。

第十二条の十一を第四十九条とし、第十二条の十の二を第四十八条とし、第十二条の十を第四十七条とする。

第十二条の九中、「別記様式第十二号の六」を、「別記様式第四十四号」に改め、同条を第四十六条とする。

第十二条の八中、「別記様式第十二号の五」を、「別記様式第四十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第十二条の七中、「別記様式第十二号の四」を、「別記様式第四十二号」に、「第五条第一項前段」を、「第十二条第一項前段」に改め、同条を第四十四条とする。

第十二条の六第一項第三号中、「第四条第一項第一号」の下に、「第四号又は第五号の二」を加え、「散弾銃」を、「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第二項中、「第五条第一項前段」を、「第十二条第一項前段」に、「第五条の二」を、「第十三条」に、「第五条第四項」を、「第十二条第四項」に、「空気銃の所持の許可を受けている者にあつては十八歳に、猟銃の所持の許可を受けている者」を、「猟銃の所持の許可を受けている者(令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く)」に改め、同条を第四十三条とする。

第十二条の五の五中、「第十一号第十項」を、「第十一号第十項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十二条の五の四中、「第十一号第八項若しくは第九項」を、「第十一号第九項若しくは第十項」に、「別記様式第十二号の三の四」を、「別記様式第四十一号」に改め、同条を第四十一条とする。

第十二条の五の三第一項中、「第十一号第八項」を、「第十一号第九項」に、「別記様式第十二号の三の三」を、「別記様式第四十号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十二号の三の三」を、「別記様式第四十号」に改め、同条を第四十条とする。

第十二条の五の二中、「第十一号第六項若しくは第七項」を、「第十一号第七項若しくは第八項」に、「別記様式第十二号の三の二」を、「別記様式第三十九号」に、「第十六条の二の三」を、「第九十七条」に改め、同条を第三十九条とする。

第十二条の五の見出し中、「まつ消」を、「抹消」に改め、同条第一項中、「まつ消を」を、「抹消を」に、「別記様式第十二号の三の許可事項まつ消申請書」を、「別記様式第三十八号の許可事項抹消申請書」に改め、同条を第三十八条とする。

第十二条の四中、「第八号第二項」の下に、「(法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。)(を、規定により許可証)の下に、「(法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)を加え、別記様式第十二号の二」を、「別記様式第三十七号」に改め、「当該許可証」の下に、「(法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)を加え、同条を第三十七条とする。

第十二条の三第一項中、「最初に」の下に、「同号の規定による」を加え、同条を第二十六条とする。
第十二条の二中、「第四条」を、「第九条」に、「十五日」を、「一月」に改め、同条を第二十五条とする。

第十二条の二中、「別記様式第十二号」を、「別記様式第三十六号」に改め、同条を第二十四条とする。
第十二条第一項中、「別記様式第十一号」を、「別記様式第三十五号」に改め、同条第二項及び第三項中、「を添え」を削り、「外国人登録証明書」を、「外国人登録証明書の写し」に、「を提示し)なければ」を、「)を添えなければ」に改め、同条を第三十三条とする。

第十二条の二中、「別記様式第九号」を、「別記様式第三十号」に、「別記様式第十号又は第十号の二」を、「別記様式第三十一号又は第三十二号」に、「別記様式第十号の三又は第十号の四」を、「別記様式第三十三号又は第三十四号」に改め、同条を第三十一条とする。
第十二条の二中、「第六号第二項」を、「第二十四条第二項」に、「別記様式第八号」を、「別記様式第二十九号」に改め、同条を第三十条とする。

第十二条の九中、「第六条の六」を、「第二十二号」に、「別記様式第七号の五」を、「別記様式第二十一号」に、「別記様式第七号の八」を、「別記様式第二十四号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(技能講習)

第二十六条 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第二十五号の技能講習受講申込書一通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(技能講習通知書)

第二十七条 令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

(技能講習修了証明書の様式)

第二十八号 法第五条の五第二項の技能講習修了証明書は、別記様式第二十七号のとおりとする。
(技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十九号 第二十二号の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二号中、「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第二十八号の技能講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第十二条の八中、「別記様式第七号の七」を、「別記様式第二十三号」に改め、同条を第二十四条とする。

(表)

※整理番号	
※受理年月日	
※認定証番号	

年少射撃資格認定申請書
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を
次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊟

申請人	本籍			
	住所			
電話番号	職業			
	氏名	性別	男・女	
生年月日	年	月	日	(歳)
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
	現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
	現に交付を受けている年少射撃資格認定証			
	年少射撃資格講習修了証明書			
所持しようとする銃砲の種類	空気銃 ・ 空気けん銃			

(裏)

申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の1の規定による許可を受けたる射撃指導員	本籍			
	住所			
職	電話番号			
	氏名	性別	男・女	
生	年	月	日	(歳)

備考

- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することによって代えて、署名することができる。
- 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、年 月 に出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第67号(第77条関係)

(表)

21センチメートル

注 意 事 項

- 1 法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃を携帯する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。
- 2 空気銃は、指定射撃場において、認定に係る射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ所持してはならない。
- 3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 年少射撃資格認定証が失効し、又は取り消された場合には、速やかに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。

折 り 目

第 号

交 付

年 月 日

年少射撃資格認定証

公安委員会

折 り 目

11センチメートル

(裏)

印	項	更	変	委
公	安	委	員	会
日	月	年	出	届
射撃指導員の変更の事項の記録				

折 り 目

銃	種
の	の
日	日
月	月
年	年
氏	氏
住	所
本	籍

折 り 目

真 写

ア
ン
タ
ス
シ
キ

※整理番号	
※受理年月日	
※書換年月日	

年少射撃資格認定証書換申請書
 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の書換えを次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

申請人 住所 電話番号 氏名 ㊟

年少射撃資格認定証番号	
変更区分	旧 新
本籍	
住所	
氏名	
備考	

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付年月日	

年少射撃資格認定証再交付申請書
 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名 ㊟

申請人	本籍	住所	電話番号	職業	氏名	生年月日	年少射撃資格認定証番号	公安委員会名
申請理由								

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	

年少射撃資格講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申込人氏名

㊦

申込人	本籍		
	住所		
申込人	電話番号		
	職業		
人	氏名		性別 男・女
	生年月日	年 月 日	
受講希望年月日	年 月 日	年 月 日	
受講希望場所			
予定	※受講年月日	年 月 日	写真 はり付け欄
	※受講場所		
	※受講年月日	年 月 日	
実施	※受講場所		合・否
	※調査の結果		
備考	撮影年月日		

- 備考
- 1 申込人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号	交付 年 月 日
年少射撃資格講習修了証明書	
本 籍	(男・女)
氏 名	年 月 日生
1 受講年月日	
2 受講場所	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。	
公安委員会 印	

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十一号の七(第11条の12関係)を「第45号(第50条関係)」に改め、同様式を別記様式第四十五号とする。

別記様式第十一号の六(第11条の9関係)を「第44号(第46条関係)」に改め、同様式を別記様式第四十四号とする。

別記様式第十一号の五(第11条の8関係)を「第43号(第45条関係)」に改め、同様式を別記様式第四十三号とする。

別記様式第十一号の四(第11条の7関係)を「第42号(第44条関係)」に改め、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第四十一号とする。

別記様式第十一号の三の四(第11条の5の4、第16条の2の4、第19条関係)を「第41号(第41条、第98条、第107条関係)」に改め、同様式を別記様式第四十一号とする。

別記様式第十一号の三の三(第11条の5の3関係)を「第40号(第40条関係)」に改め、同様式を別記様式第四十号とする。

別記様式第十一号の三の二(第11条の5の2関係)を「第39号(第39条関係)」に改め、「第11条第6項及び第7項」を「第11条第7項及び第8項」に改め、同様式を別記様式第三十九号とする。

別記様式第十一号の三(第11条の5関係)を「第38号(第38条関係)」に改め、「許可事項まつ消申請書」を「許可事項抹消申請書」に改め、「まつ消を」と「抹消を」に改め、「黒〇票」と「捺票」に改め、同様式を別記様式第三十八号とする。

別記様式第十一号の二(第11条の4関係)を「第37号(第37条関係)」に改め、同様式の備考3中「含む。」の次に「又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項」を加え、同様式を別記様式第三十七号とする。

別記様式第十一号(第11条関係)を「第36号(第34条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十六号とする。

別記様式第十号(第10条関係)を「第35号(第33条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十五号とする。

別記様式第十号の四(第8条関係)を「第34号(第31条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十四号とする。

別記様式第十号の三(第8条関係)を「第33号(第31条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十三号とする。

別記様式第十号の二(第8条関係)を「第32号(第31条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十二号とする。

別記様式第十号(第8条関係)を「第31号(第31条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十一号とする。

別記様式第九号(第8条関係)を「第30号(第31条関係)」に改め、同様式を別記様式第三十号とする。

別記様式第八号(第7条関係)を「第29号(第30条関係)」に改め、「第6条第2項」を「第24条第2項」に改め、同様式を別記様式第二十九号とする。

別記様式第七号の八(第6条の9関係)を「第24号(第25条関係)」に改め、同様式を別記様式第二十四号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第25号(第26条関係)

※整理番号	
※受理年月日	
※修了証明書番	

技能講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申込人氏名

㊟

申 込 人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	(歳)	
現 受 取 証	交付する 銃・空気銃 所持許可	交付年月日	年 月 日	
		番号		
		交付者		
受講希望年月日				
受講希望場所				
受 講 に 係 る 銃 砲		種 類		
		型 式		
		公称口(番)径 (実測口径)	ミリメートル インチ 番 ミリメートル	
		特 徴		
指 定	※通知書番号			
	※通知書交付年月日			
	※受講指定年月日			
実 施	※受講年月日			
	※受講場所			
	※考查の結果	合・否		
備考	撮影 年 月 日			

写 真
はり付け欄

- 備考
- 1 申込人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号 技能講習通知書 年 月 日

公安委員会 図
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第1項の規定により、下記のとおり通知する。

記

受講者	本籍	
	住所	
氏名	姓	
	名	
生年月日	年 月 日	
受講日時		
受講場所		
受 講 銃 砲	種 類	
	型 式	
	公称口(番)径 (実測口径)	ミリメートル イ ン チ 番 ミリメートル
	特 徴	
	適合美包	
携 行 品	(1) 受講銃砲	写 真 押し出しスタン プ
	(2) 適合美包 () 個	
	(3) 猟銃用火薬類等譲受許可証	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号 交付 年 月 日
技能講習修了証明書

本 籍 (男・女)
氏 名 年 月 日生

- 1 受講年月日
2 受講場所
3 受講銃種

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

公安委員会 図

注意事項

許可又は許可の更新の申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を受けた日から起算して3年を経過しない期間である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第28号(第29条関係)

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付(書換) 年 月 日	

技能講習修了証明書再交付等申請書
技能講習修了証明書の を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

印

申請人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
証明書	番号			
	交付年月日	年 月 日		
	受講場所			
	公安委員会名			
申請の理由				
書換え		再交付		
種別	旧	新	(亡失・盗難又は滅失の状況)	
本籍				
氏名				

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

銃器に第7号の7(第6条の8関係)と「第23号(第24条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の6(第6条の7関係)と「第22号(第23条関係)」に「第5条の11第1項」と「第20条第1項」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の5(第6条の6関係)と「第21号(第22条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の4(第6条の5関係)と「第20号(第21条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の3(第6条の4関係)と「第19号(第20条関係)」に「の講習会」と「に規定する講習会」と「母 子 組」と「母 子 人」と「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の2の2(第6条の2関係)と「第18号(第18条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号の2(第6条の2関係)と「第17号(第18条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第7号(第6条の2関係)と「第16号(第18条関係)」に「第4条の3第2項」と「第4条の4第2項」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第6号の2(第5条関係)と「第15号(第12条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第6号(第4条関係)と「第14号(第11条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第5号の2(第4条の2関係)と「第13号(第11条関係)」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第5号(第4条の2、第6条関係)と「第12号(第11条、第17条関係)」に定める 回撃銃の握柄と「別記様式第4号及び第4号の2」と「別記様式第6号及び第7号」に定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の6(第4条関係)と「第11号(第9条関係)」に「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の5(第4条関係)と「第10号(第9条関係)」に「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃の握柄と「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の4(第4条関係)と「第9号(第9条関係)」に「ライフル銃」

「散弾銃 空気銃」と「ライフル銃 散弾銃 空気銃」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の3(第4条関係)と「第8号(第9条関係)」に「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃の握柄と「散弾銃」と「ライフル銃以外の猟銃」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の2(第4条関係)と「第7号(第9条関係)」に「回撃銃の握柄の長さ、剣及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ直線の長さ」と「及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ直線の長さ、剣にあつては切先と二箇所のはまちを結ぶ直線の最短距離」とに定める 回撃銃の握柄と「うえに」と「上に」とに定める 回撃銃を別記様式第11号に記す。

銃器に第4号の1(第4条関係)に「

(表)

※整理番号	
※受理年月日	
※許可証番号	
※許可番号	

銃砲所持許可申請書
銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人氏名

④

年 月 日

申請人	本籍	
	住所	
電話番号	電	
	話	
職業	業	
	職	
氏名	姓	
	名	
生年月日	年	
	月 日	
性別	男・女	
	性別	
関係証明書等	交付年月日	
	番号	
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証	交付者	
	番号	
講習修了証明書		
技能検定合格証明書		
技能講習修了証明書		
講習修了証明書		

(裏)

銃砲種類	型式		銃番号		銃の全長		センチメートル
	商品名等		銃身長		弾倉型式及び充てん可能弾数		センチメートル
銃砲特徴	公称口(番)径	ミリメートル	適合実(空)包	替え銃身	有害鳥獣駆除	動物麻酔	標的射撃
	(実測口径)	(ミリメートル)					
用途	法第4条第1項に規定する用途	第1号	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵
		第2号	<input type="checkbox"/> 人命救助	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵	<input type="checkbox"/> 獵
備考	所持しようとする銃砲の住所、電話番号及び氏名	<input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 第4号	<input type="checkbox"/> 第5号	<input type="checkbox"/> 第8号	<input type="checkbox"/> 第9号	<input type="checkbox"/> 第10号
		<input type="checkbox"/> 第5号の2	<input type="checkbox"/> 第8号	<input type="checkbox"/> 第9号	<input type="checkbox"/> 第10号	□法第6条第1項に規定する用途	

- 4 新府令第九十九条第一号口及び第二号口の規定は、施行日以後に貨物自動車運送事業者が譲渡人又は貸付人の依頼を受けて銃砲又は刀剣類の受取を行った場合について適用する。
- 5 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

○内閣府
文部科学省 令第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十四号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

文部科学大臣 川端 達夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年^{総理府令}文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

附 則
題名及び本則中、「第一条の二第二号」を「第二条第二号」に改める。

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。